

仕 様 書

件 名	ボイラー燃料用地下貯蔵タンク・埋設管漏洩検査及び清掃	作成年月日	令和 7 年 6 月 19 日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤真也

1 実施場所

福岡県久留米市国分町100 久留米駐屯地

2 概 要

- (1) ボイラー燃料用地下タンク (A重油、鋼製一重殻タンク、160k×1基) の漏洩検査及び清掃
- (2) ボイラー燃料用地下タンク (A重油、鋼製一重殻タンク、50k×2基) の漏洩検査及び清掃
- (3) ボイラー燃料用地下タンク付属埋設管の漏洩検査

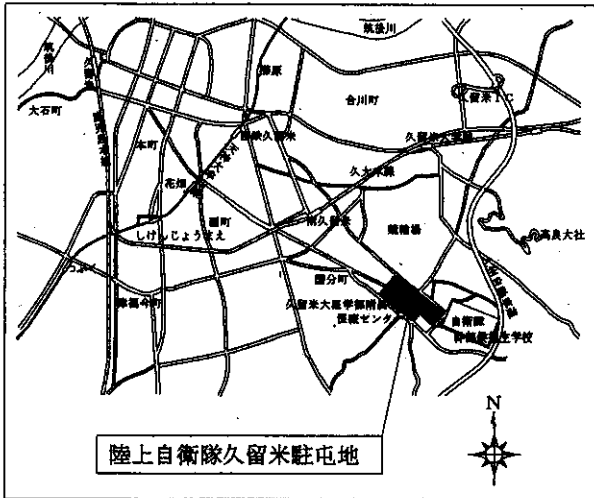
3 一般事項

- (1) 本役務実施に際し疑義が生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (2) 本役務の写真は、作業前・中 (各工程毎) ・後及び機材等監督官の指示する箇所を撮影し工事用アルバム (A列4番縦) に整理のうえ、一部を監督官に提出する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一、施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し監督官の指示する通り請負業者の責任で原形に復旧する。
- (4) 本役務に際しては、安全管理に十分注意を払い、万一事故が発生した場合においても官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 本役務に必要な工具、計測機器は設備機器に付属しているものを除き、請負業者が準備する。
- (6) 本役務に使用する電気、水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず部隊側の電気、水を使用する場合は、事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することが出来るが使用に要した費用については、請負業者の負担とする。

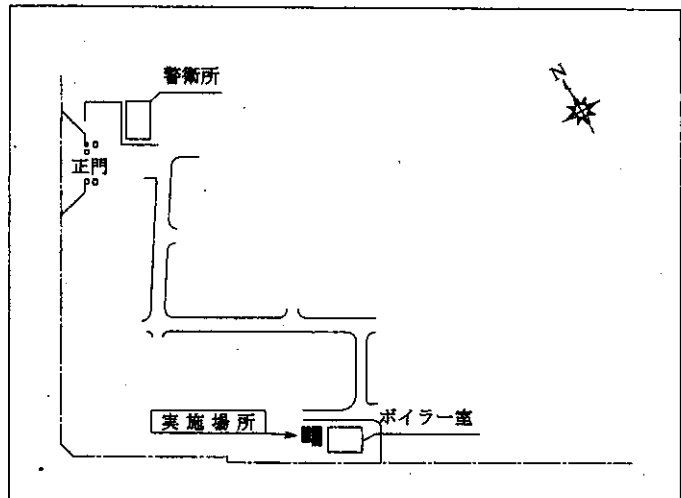
4 特記事項

- (1) 地下貯蔵タンク (気相部・液相部) 及び埋設管の漏れの点検は平成16年3月18日付け消防危第33号「地下貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」 (平成19年3月28日付け消防危第66号により一部改正) によるものとする。
- (2) 漏洩検査及び清掃は令和7年9月19日までに実施するものとする。
- (3) 燃料地下タンク内部清掃要領
 - ア タンク内の残油については燃料タンク車等に一時保管し清掃作業完了後、官側の確認後タンク内に戻すものとする。この際使用する燃料タンク車等は請負業者が準備するものとする。
 - イ 潜入は酸素濃度を測定し安全が確保できた後にタンク内に潜入する。
 - ウ スラッジ及び水分をバキューム車で回収する。
 - エ 燃料地下タンクの内部清掃・付着物落とし・ウエス拭き・空气管清掃を実施する。
 - オ 清掃実施にともない取り外したパッキン・ボルト等は新品に交換する。
- (4) 地下タンクの内部点検
 - ア タンクの老朽化を確認するため、タンク内部の目視点検、肉厚検査を実施する。
 - イ 異常を発見した際には、速やかに監督官に報告するとともに修理見積書を提出する。
 - ウ 検査終了後、検査報告書を提出する。
- (5) 通気管の点検
 - ア 取付状態の良否を点検する。
 - イ 引火防止網の腐食、目詰まりの有無の確認
- (6) スラッジはバキューム車にて回収し、清掃に使用した廃油とともに請負業者の責任において排出処分しマニフェストE票の写しを監督官に提出する。
- (7) タンク内において使用する器材 (照明器具、送風機等) は全て防火管理上安全なものとする。

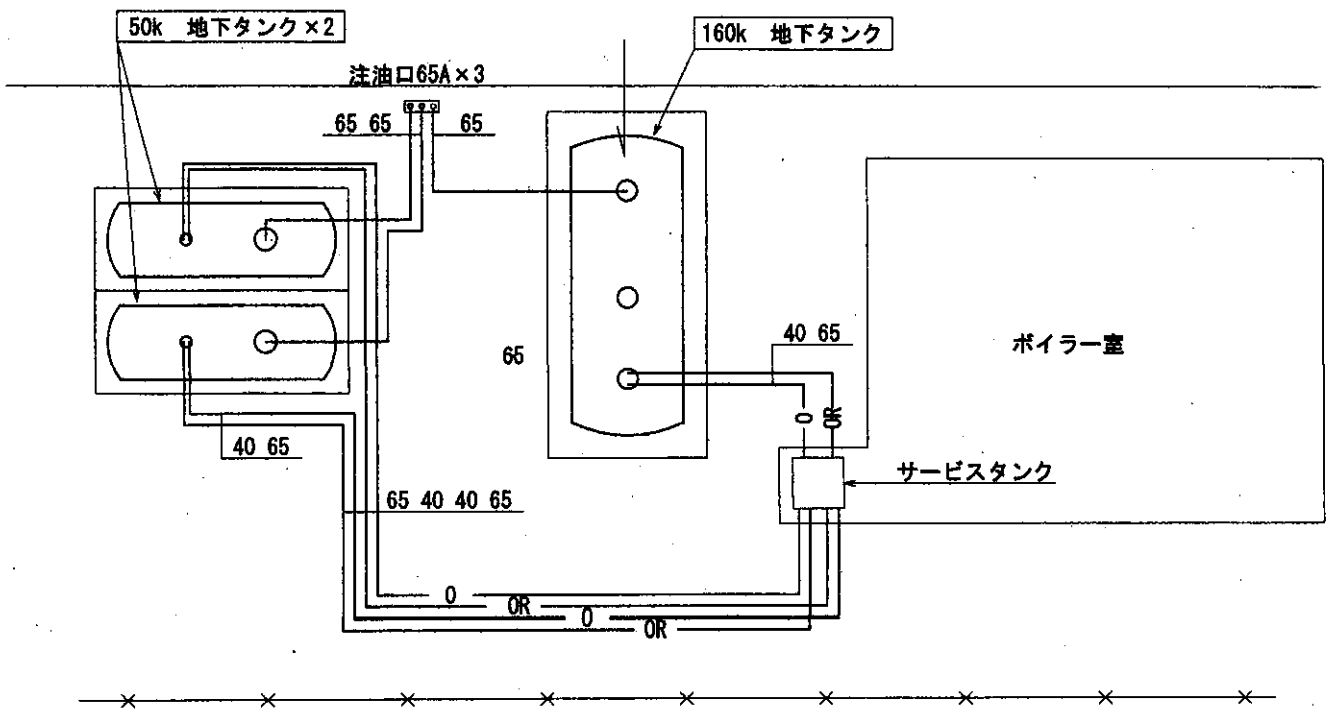
- (8) 本役務の作業工程については事前に監督官と調整する。
- (9) 本役務の漏洩検査終了後、地下タンク等定期点検実施結果報告書を2部作成し請負業者の責任において消防署へ1部延滞なく提出するとともに、監督官にも1部提出する。



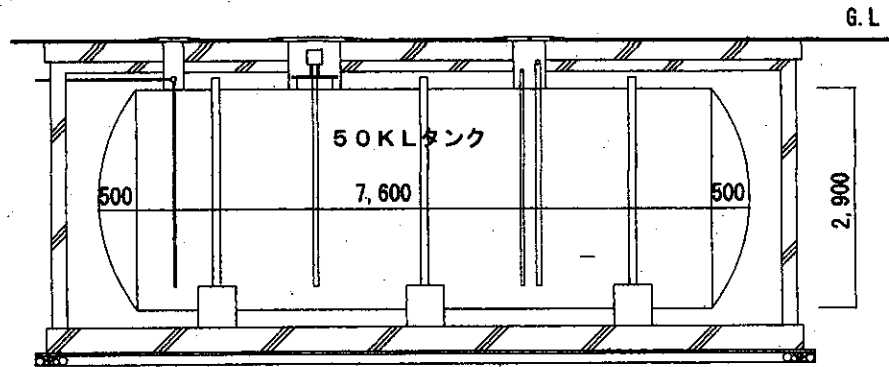
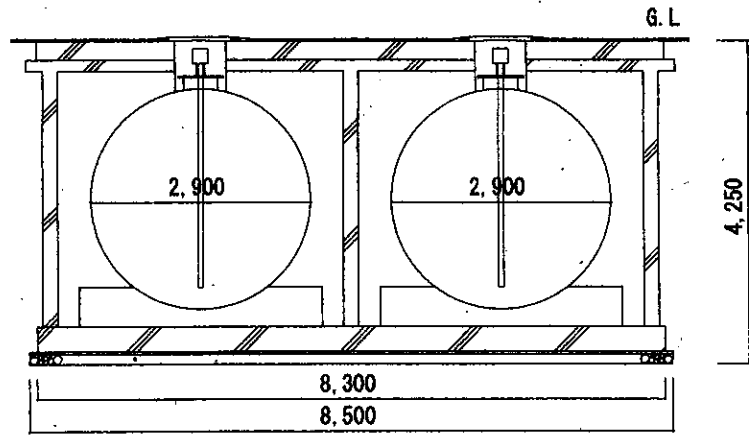
駐屯地案内図 S=1/50,000



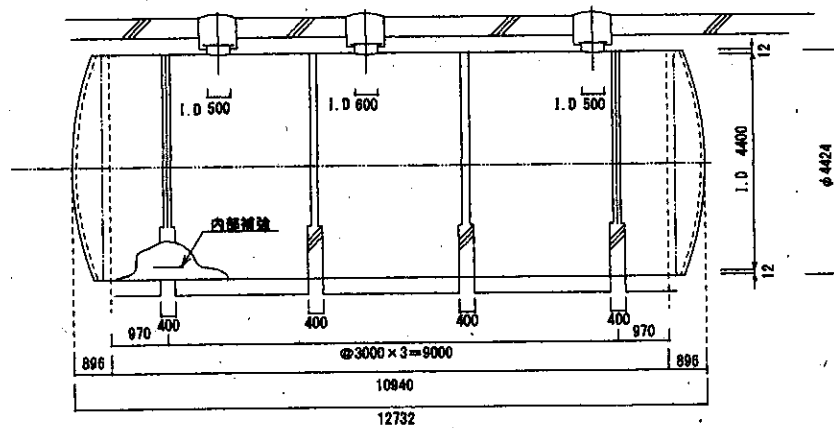
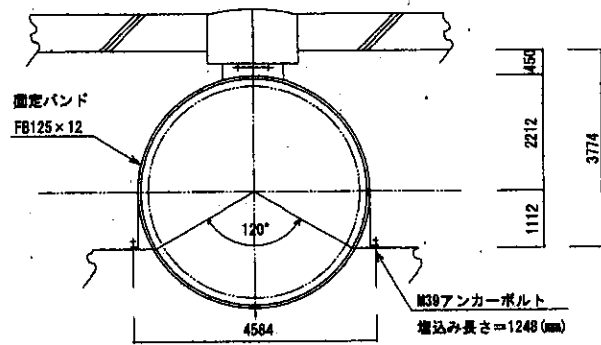
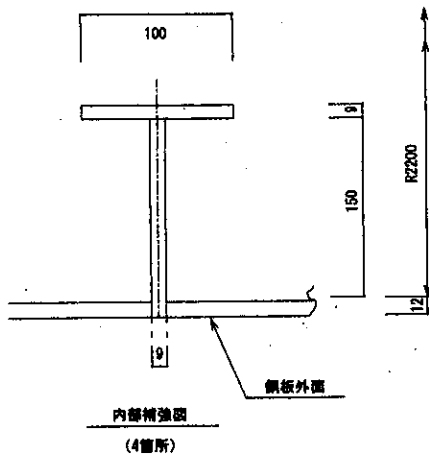
駐屯地配置図 S=1/5,000



燃料地下タンク平面図 S=1/300



50k 地下タンク図 S=1/100



160k 地下タンク図 S=1/X